

研究大学強化促進事業フォローアップの実施方針（案）

平成27年2月 日

研究大学強化促進事業推進委員会

1. 目的

- 研究大学強化促進事業は、これまでの背景や目的を踏まえつつ、近時の学術政策、大学政策及び科学技術政策の一体的改革の方向性に基づき、それら個々の施策とも有機的な連携を図り、大学改革と研究環境改革を一体として推進・加速化する。
- フォローアップでは、支援対象機関がいかなるビジョンや戦略を立てて研究力の強化を図っているか十分に対話を行い、各機関の更なる機能強化につなげることを目的とする。

2. 実施体制

- フォローアップは、研究大学強化促進事業推進委員会（以下「委員会」という。）とその下に置く「評価部会」において実施する。
- 「評価部会」には委員会委員を分属させることができるほか、大学等の研究活動状況に精通している専門家や産業界等の有識者により構成する。
- 委員会はフォローアップ実施要領を定めるとともに、「評価部会」における審議を踏まえてフォローアップの結果を決定する。

3. 実施方法

- フォローアップは以下の方法を組み合わせて行う。
 - ・ 書面調査
 - ・ 現地調査（サイトビジット） ※抽出とするか等は要検討
 - ・ ヒアリング

4. フォローアップの観点

- フォローアップは以下の観点により行う。
 - ・ 事業の実施・運営体制は適切に構築されているか
 - ・ 事業は研究力強化の方針に基づき順調に進捗しているか（採択時の各指標に基づく活動状況を含む）
 - ・ URAの確保・活用・定着化に関する取組は順調に進捗しているか
 - ・ 全体として、各機関の機能強化の方向性に基づき、大学改革と集中的な研究環境改革を一体として推進する取組となっているか
 - ・ 審査結果のコメント及び留意事項への対応は適切に行われているか

5. その他

- フォローアップの結果は、補助金の配分に適切に反映する（増額、減額又は廃止等）こととする。
- 支援対象機関が提出するフォローアップ調書及びフォローアップの結果については、文部科学省ホームページにおいて公表する。

研究大学強化促進事業推進委員会

評価部会

有識者によるチーム（委員会委員も分属可能）

A

B

C

...